

火災防護に係る検査の充実

令和3年11月24日

原子力規制庁

1. 概要

令和2年4月からの新検査制度施行に伴い、火災対策専門官が担ってきた役割が原子力運転検査官（以下「検査官」という。）の役割として整理されたことを踏まえ、更なる検査の充実を図るため、検査官に対する研修の創設や業務支援を行う。

なお、平成19年新潟県中越沖地震の際に発生した東京電力株式会社（当時）柏崎刈羽原子力発電所の変圧器火災を契機に、原子力規制事務所に配置された火災対策専門官（※）については、組織関係規程を改正し、整理する。

※ 火災対策専門官は、事業者の火災防護対策について指導及び助言を行うとともに、事業者自衛消防体制の強化並びに事業者、消防機関及び旧原子力安全・保安院相互の連携強化を行う目的で設置。

2. 火災防護に係る検査の充実

(1) 検査官に対する新研修の創設

火災防護に係る検査が適切に実施できるよう、消防学校の協力を得て実火災を模した対応などの実践的な研修を行う。

このため、従前の火災対策専門官等実務研修を組み替え、①火災防護訓練等実務研修（2日間）及び②火災防護検査等実務研修（2日間）を創設する。

(2) 検査官に対する業務支援

原子力規制庁本庁の火災対策室において、引き続き、検査官からの火災防護に関する疑義等への対応、検査官向けの勉強会の開催、消防機関との調整支援といった検査官に対する業務支援を行う。

(3) 組織関係規程の改正

新検査制度施行により、原子力規制検査として検査官が火災防護対策に係る検査を行うことが明確になった。このため、火災対策専門官が担っていた役割のうち、火災防護対策に関する指導及び助言は検査官が行う原子力規制検査として、消防機関等との連携は所長・副所長が行う対外対応として整理する。

また、火災防護に係る検査及び審査の支援、火災防護に係る研修の推進等を図るため、火災対策専門官に代えて、新たに火災防護推進官（仮称）を設置する。

このため、原子力規制庁組織細則及び原子力規制事務所業務要領を改正する。

3. 今後の対応

○新研修は、令和3年11月以降順次実施。

○組織関係規程（原子力規制庁組織細則及び原子力規制事務所業務要領）は令和3年度末までに改正し、令和4年度から施行予定。

<参考>

1. 新研修の概要

【新】①火災防護訓練等実務研修（2日間）

対象：検査官、審査官等

目的：火災防護訓練に対する検査のパフォーマンス向上

内容：消防資機材の取扱い、放水訓練及び実火災を体験

②火災防護検査等実務研修（2日間）

対象：検査官、審査官等

目的：火災防護に係る現場確認検査のパフォーマンス向上

内容：消防用設備等の概要の理解、現場確認訓練の実施

【旧】火災対策専門官等実務研修（2日間）

対象：火災対策専門官等

目的：消火に至るまでの一連の原理の習得

内容：消防用設備等の作動確認及び実火災試験の実施等

2. 新検査制度（火災防護）の概要（火災防護検査ガイドより抜粋）

原子力施設は、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災による影響の軽減を図るための防護対策が設計段階で考慮されており、火災が発生しても安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能は損なわれず機能が維持されるようになっている。

これを踏まえ、検査に当たっては以下の活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。また、管理活動の有効性の評価が定期的に行われていることを確認する。

①安全上重要な構築物、系統及び機器に対する消火設備等の維持管理

②火災発生時に備えた体制の整備、教育・訓練及び資機材の維持管理